

愛知県警察入札者心得書

第1 趣旨

この心得書は、愛知県警察が発注する工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

第2 指名の取消し

- 1 入札参加者は、次に掲げる事項の一に該当することとなった場合は、直ちに届け出なければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
 - (2) 破産者
 - (3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けたとき
- 2 入札参加者が1に掲げる事項の一に該当する者となった場合及び誓約書（様式第1）に記載された事項に違反すると認められる場合は、特別の理由がある場合のほか、その者に対して行った指名又は入札参加資格確認を取り消し、入札に参加させない。

第3 入札参加資格の取消し等

- 1 入札参加者が次の各号に該当する者となった場合及び誓約書に記載された事項に違反すると認められる場合は、その者に対して行った指名若しくは入札参加資格確認を取り消し、又は入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るため談合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、愛知県警察の職員（以下「職員」という。）の職務執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - (7) (1)から(6)までに掲げる事項の一に該当する事実があったと認められるときから3年を経過しない者を、契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- 2 1に掲げる事項の一に該当する者について、当該事実があったと認められるときから3年間、その者を入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。
- 3 入札参加者の経営、資産、信用状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、その者に対して行った指名若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。

第4 入札保証金

入札参加者は、その見積金額（消費税及び地方消費税を含む。単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の3及び第162条の2の規定により、その全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではない。

第5 入札保証金の納付に代わる担保

第4に規定する入札保証金の納付は、財務規則第152条の4及び第163条に規定する担保の提供をもって代えることができる。

第6 入札保証保険証券の提出

入札参加者は、愛知県警察本部長、運転免許試験場長、東三河運転免許センター所長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部の納付の免除を受けることができる。この場合は、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

第7 入札保証金等の納付方法等

- 1 入札保証金は、警察本部長等の発行する納付書により納付しなければならない。
- 2 出納員は、入札保証金の納付があったときは、納付証明書を当該納入者に交付する。
- 3 1及び2の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

第8 入札保証金等の返還

- 1 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、入札終了後にこれを返還する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に返還する。
- 2 入札保証金の返還を受ける場合においては、領収書等を出納員に提出するものとする。
- 3 1のただし書の規定にかかわらず、落札者から申出のあったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

第9 入札保証金に対する利息

納付された入札保証金には利息は発生しないことから、入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできない。

第10 入札保証金の没収

入札保証金を納付した者が落札者となった場合において、当該落札者が契約を締結しないときの入札保証金は、愛知県に帰属する。

第11 入札の基本事項

- 1 入札参加者は、警察本部長等から示された契約書案、図面、仕様書及び添付書類（以下「設計図書」という。）を熟読し、その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。
- 2 入札参加者は、設計図書について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- 3 入札参加者は、入札後、この心得書、設計図書及び現場等について不明を理由として異議を申し立てることができず、落札後にあっても契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することはできない。
- 4 1の入札は総価により行わなければならない。ただし、入札通知書又は入札説明書において単価によることと指示した場合は、その指示するところによる。

第12 公正な入札の確保

- 1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。入札時までにはその旨を記載した誓約書及び役員等名簿（様式第1の2）を提出しなければならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

第13 入札書等の提出

- 1 入札参加者は、入札書（様式第2又は様式第3）に必要な事項を記載したものを封筒（様式第4）に入れ、あらかじめ指名通知書又は入札説明書により示された入札書提出期限までに提出しなければならない。
- 2 入札参加者は、1のほか、物品等の調達契約において、当該調達契約で納入等を予定している物品等が設計図書で示した性能、機能等と同等以上であることを証明しなければならないことを警察本部長等から指示された場合は、当該性能等の証明に関する書類を指定された期限までに提出しなければならない。
- 3 1の入札は、代理人に行わせることができる。この場合においては、当該代理人に対する委任状を、1件の入札ごとに提出しなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りでない。

4 郵送等による入札は認めない。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達
手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約に係る入札に
おける入札書の提出は、入札保証金の全部の納付を免除された場合（第6による場合
にあっては、事前に保険証券を提出した者）又は事前に入札保証金を納付した場合に
おいては、郵送等によって行うことができる。この場合には、入札書の入った封筒を
別の封筒に納め、書留郵便等により入札書提出期限までに到達するものとする。

5 入札参加者は、提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

第14 一般競争入札の不参加

一般競争入札において、入札参加資格のある旨通知を受けた者は、入札完了に至る
までは、いつでも入札に参加しないことができる。

第15 入札の辞退

1 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することが
できる。

2 1により入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出なければ
ならない。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第5）を直接持参し、又は郵送（入
札書提出期限までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札担当者
に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名について不利益な取扱いを受け
るものではない。

第16 入札の中止又は延期

1 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を
中止し、又は延期することがある。

2 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行がで
きないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を
延期し、若しくは取りやめることがある。また、この場合において入札執行後であつ
ても、入札を無効にすることがある。

3 入札又は再度入札を行う場合に入札参加者が2者未満になった場合は、入札の執行
を中止し、又は延期することがある。ただし、一般競争入札等他に入札に参加を希望
する者が、明らかにないと認められるときはこの限りでない。

第17 開札

1 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに、又は期日を指定して入札参加
者立会いの上行う。

2 1の場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない
職員を立ち会わせて行う。

第18 入札の無効等

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者が行った入札
- (2) 愛知県の指名停止措置を受けるなど、開札時において入札参加資格のない者が行った入札
- (3) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付し、又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しなかった者が行った入札
- (4) 所定の日時までに所定の場所に入札書が到達しなかった入札
- (5) 同一事項の入札に対して複数の意思表示をした入札
- (6) 入札参加者が他の入札参加者の代理を兼ね、又は複数の代理をした者が行った入札
- (7) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (8) 入札に際し談合等による不正行為があった入札
- (9) その他入札に関する条件又はあらかじめ指示した事項等に違反した入札
- (10) 入札書の記名のない入札
- (11) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (12) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (13) 第13の2の規定により、性能等の証明に関する書類を指定された期限までに提出しなかった者が行った入札又は性能等の証明が審査の結果採用されなかった者が行った入札

第19 落札者の決定

- 1 県の支出の原因となる契約にあつては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 2 1の規定に関わらず、工事又は製造の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があり、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 1の規定に関わらず、工事又は製造の請負契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。この場合は、直ちに落札者を決定せず、調査の結果、後日落札者の決定を行うものとする。

- 4 1の規定に関わらず、当該入札に係る価格その他の条件において、愛知県にとって最も有利なものを決定するための基準が定められており、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、愛知県にとって最も有利な価格その他の条件をもって入札した者を落札者とすることがある。この場合は、直ちに落札者を決定せず、調査の結果、後日落札者の決定を行うものとする。
- 5 県の収入の原因となる契約にあっては、予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

第20 くじによる落札者の決定

- 1 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。
- 2 1の場合において、当該入札参加者のうちくじを引かない者又は当該入札に立ち会わずくじを引くことができない者があるときは、これに代えて、当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

第21 再度入札

- 1 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに又は日時を改めて再度入札を行うことがある。
- 2 次に掲げる事項に該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- (1) 第18の1の(1)から(13)までに該当するとき。
 - (2) 第19の2に規定する最低制限価格を下回ったとき。
 - (3) 第19の3に規定する落札者とされなかったとき。

第22 再度入札の保証金

第21の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。ただし、県の収入の原因となる入札において、入札保証金に不足額を生じる場合は、再度入札前に不足分を追加納付しなければならない。

第23 契約書の作成

- 1 落札者は、落札決定後遅滞なく警察本部長等から交付された契約書に記名押印し、その他契約締結に必要とされた書類を作成し、契約担当者に提出しなければならない。ただし、警察本部長等の承諾を得た場合については、この限りではない。

- 2 落札者が1の規定に違反して契約書その他契約締結に必要とされた書類を提出しないときは、落札は効力を失うことがある。
- 3 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県警察建設工事指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等に該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負わない。

第24 契約保証金

- 1 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付又は契約保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、財務規則第129条の3に該当する場合は、この限りではない。
- 2 落札者は、1のただし書の場合において、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された理由が県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該履行保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。
- 3 落札者は、返還を受けるべき入札保証金をその納付すべき契約保証金に充当することができる。
- 4 契約保証金は、契約履行の確認後に返還する。
- 5 契約保証金を納付した者は、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできない。

第25 議会の議決を経なければならない契約

- 1 工事又は製造の請負で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年愛知県条例第29号）の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、請負者と仮契約を締結後、愛知県議会の議決を経た上で契約を確定する。
- 2 議会の議決を得るまでの間に、請負者が愛知県警察建設工事指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等に該当することが明らかになった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負わない。

第26 電子入札

(※物品の製造等契約の場合)

電子入札システムを利用した入札を行う場合の取扱いは、別に定める愛知県物品等電子調達実施要領の規定を優先するものとする。

(※建設工事等契約の場合)

電子入札システムを利用した入札を行う場合の取扱いは、別に定める愛知県警察建設工事等電子入札実施要領の規定を優先するものとする。

第27 労働者の使用制限

- 1 請負者は、請負者又は下請負人が工事等を施工等するために使用する労働者について、あらかじめ、作業員名簿（様式第6）により、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更するときも同様とする。
- 2 発注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、現場代理人、専門技術者その他請負者又は下請負人が工事を施工等するために使用する労働者が次に掲げるいずれかの者に該当すると認められるときは、請負者に対し、工事の施工又は監理に従事させないことその他必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - (1) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (3) 暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) (1)から(4)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
- 3 2の請求をした場合において、請負者が正当な理由なく当該請求に従わなかったときは、発注者はこの契約を解除することができる。この場合において、契約を解除したときは、違約金を請求するものとする。

第28 その他

入札に参加しようとする者は、この心得書によるほか、地方自治法、地方自治法施行令及び財務規則を熟知し、入札に参加しなければならない。

誓約書

年 月 日

長 殿

氏名又は名称及び

代表者役職・氏名

私（当社又は当団体）は、下記事項について誓約します。これらが、事実と相違することが判明した場合は、催告なしでこの契約が解除されても一切の異議を申し立てません。また、これにより損害が生じた場合は、賠償及び補償を求めず、一切私（当社又は当団体）の責任とします。

記

1 私（当社又は当団体）は、現在、次に掲げる者に該当せず、将来においても該当しません。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 過去3年間、次に掲げるいずれかに該当した者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した。
 - ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた。
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった。
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った。
 - キ 一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した。
- (4) 愛知県から物品の製造請負又は買入れ、建設工事の請負、設計・測量・建設コンサルタント業務の受託、役務の提供その他の契約に係る資格停止措置（指名停止）を受けている者
- (5) 愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1の(7)に規定する排除措置を受けている者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
- (7) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）又は使用人が、暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）
- (8) 役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
- (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (11) 役員等又は使用人が、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(6)から(10)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- (12) (11)のほか役員等又は使用人が、上記(6)から(10)までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている者

2 私（当社又は当団体）は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を始めとする各種法令を遵守します。

3 私（当社又は当団体）は、入札及び契約手続の後、本件業務の入札及び契約手続において取得した警察に関する情報が記録された文書（電子データを含む。）を速やかに破棄します。

4 私（当社又は当団体）は、本件業務に関し知り得た警察に関する情報を本件業務にのみ利用し、他の目的に使用しません。本件業務が終了し、又は解除された後においても同様とします。

5 私（当社又は当団体）は、本件業務に従事する作業員に対し、在職中又は退職後においても、本件業務に関し知り得た警察に関する情報を漏洩しないよう周知徹底します。

6 私（当社又は当団体）は、上記誓約事項に関し、警察から説明を求められた場合は、速やかにヒアリングに協力します。下請業者に係るものについても同様とします

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 1 の 2

決裁欄

役員等名簿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(支店名)

連絡先

【役員等の最終変更日】 年 月 日

契約種別※	契約内容	期日
-------	------	----

番号	フリガナ	氏 名	生年月日	性別	自宅住所	本人連絡先	役職
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

年 月 日

長 殿

入札者
住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)

入 札 書

愛知県警察入札者心得書承諾の上、下記のとおり入札します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の請負代金（下記委託業務の受託料）

- 1 工事名
(委託業務名称)
- 2 工事場所
(納入場所)
(業務の場所)

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 金額の数字はアラビア数字を用い、頭に金又は¥を記入すること。
3 物件の買入契約にあっては、様式中「ただし、下記工事の請負代金」を「ただし、下記物件の供給代金」に、「工事名」を「物件名」に、「工事場所」を「納入場所」にそれぞれ改めて使用すること。

様式第 3

入札書																	
年 月 日																	
長 殿																	
入札者																	
住 所																	
氏 名																	
(名称及び代表者氏名)																	
下記の価格をもって入札します。																	
<table><tr><td></td><td></td><td>億</td><td></td><td>百万</td><td></td><td></td><td>千</td><td></td><td></td><td>円</td><td></td><td>銭</td></tr></table>							億		百万			千			円		銭
		億		百万			千			円		銭					
内 訳																	
品 名	数 量	単 価		金 額													
		円															
備考	1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。 2 金額の数字は、アラビア数字を用い、頭に金又は¥を記入すること。																

(表)

長 殿
業 務 名 (工 事 名)
履行場所 (工事場所)
入札書在中

(裏)

入札者 住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)

年 月 日

長 殿

入札者

住 所

氏 名

(名称及び代表者氏名)

入 札 辞 退 届

下記について指名を受けましたが、入札を辞退します。

記

1 業務名（工事名）

2 履行場所（工事場所）

3 辞退理由

様式第 6

決裁欄

所属名

作業員名簿

作業名

作業日

番号	フリガナ	氏名	生年月日	性別	自宅住所	本人連絡先	勤務先	備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。